

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の  
目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として  
環境大臣が定める者の一部を改正する告示案及び  
特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして  
環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示案に関する  
意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年6月23日  
環境省水・大気環境局大気環境課

令和5年3月14日（火）から令和5年4月13日（木）にかけて設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示案及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示案に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和5年3月14日（火）～同年4月13日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

4件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課  
電話：03-3581-3351（内線 6534）

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	観光用エレベーターの定義は何か。	「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 2 項第 1 号の「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)をいいます。
2	建築物と工作物の両方を対象とする解体等事業者が資格取得しやすいように、建築物石綿含有建材調査者と工作物石綿事前調査者とを兼ねる上位資格を創設してもらいたい。また、講習受講に要する費用が高いことから、無料閲覧可能な標準テキスト等で自主的に学習した者が資格取得できる資格試験(試験による資格取得の機会)を創設してもらいたい。	本意見募集の対象に関する内容ではありませんが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
3	<p>同案では、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う」場合、全ての工作物について、必要な知識を有する者が行うこととされている。</p> <p>同案の内容を勘案すると、調査に着手する前に、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う」か否かを判断する必要がある。一方、大気汚染防止法では設計図書等の書面確認や目視確認も「調査」としている。このため、工作物の解体等工事を行うものは、書面調査や目視調査を行う前に「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う」か否かを、判断する必要がある。</p> <p>この判断の方法について、同告示または施行通知にて、明確に示してほしい。</p>	「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」とは、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)が含まれます。分かりやすさの観点から、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」の詳細については、施行通知でお示しする予定です。
4	また、先の法令改正時の施行通知(環水大大第 2011301 号)では、「石綿等が使用されているおそれのない材料」という表現を用いているが、「等」の解釈について地方自治体間で差異が生じているおそれがある。このため、今回の発する告示では「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」という表現を避けるか、上記	令和 2 年 11 月 30 日付け環水大大第 2011301 号環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」における「石綿等が使用されているおそれのない材料」との記載は、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 2 号厚生労働省労働基準局長通知「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」

	御意見の要旨	御意見に対する回答
	<p>の材料について、告示等で限定列挙していただきたい。</p>	<p>から引用したものであり、ここでいう「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令第6条第23号に規定する「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」をいいます。</p> <p>また、今回の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）が含まれます。分かりやすさの観点から、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」の詳細については、施行通知でお示しする予定です。</p>